

I 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本計画は、滝川市障がい者計画の基本理念「ノーマライゼーション思想～障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現」を踏まえ、障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活の実態を把握した上で、必要とされるサービス量の適切な見込みを行うとともに、サービス提供体制を計画的に確保していくために定めるものです。

2. 計画の体系及び位置付け

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供に関する具体的体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示すための実施計画（市町村障がい福祉計画）として策定するもので、障害者基本法第11条第3項に基づき策定された本市の基本計画である「滝川市障がい者計画」の中で、生活支援等における3年間の実施計画と位置付けられるものです。

また、本計画は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号、最終改正平成26年厚生労働省告示第231号）、「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（平成21年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知第0108001号）並びに北海道が示した「第5期障がい福祉計画作成指針」を踏まえて策定しています。

また、「第2期北海道障がい者基本計画（平成25～34年度）」及び「第5期北海道障がい福祉計画（平成30～32年度）」と連携しているほか、「滝川市総合計画」の個別計画として位置付け、「滝川市障がい者計画（平成30～34年度）」と併せて障がい者福祉施策の具体的な事業計画の指針として策定します。

障がい児支援については平成24年度から児童福祉法の改正により、障害児通所支援及び障害児相談支援等、支援体制を展開、「第4期滝川市障がい福祉計画」においても障がい児支援の見込量を立て計画を策定してきました。

「第1期滝川市障がい児福祉計画」（児童福祉法第33条の20第1項に規定）については、障がい児のサービスにかかる提供体制の確保のため計画的な構築を推進することを目的とし、「第5期滝川市障がい福祉計画」に包含、一体となった計画を策定します。

3. 計画の期間

障がい福祉計画は3年間を計画期間として策定します。

平成18年度から3年ごとに第1期計画から第4期計画まで計画を策定し、数値目標を設定しサービス見込量を定めてきたところです。

平成24年度に障がい福祉サービスが新体系に移行、さらにそれまでの児童デイサービスが児童福祉法で新たに障害児通所支援等の事業展開になったほか、重症心身障がい者施設入所者等の日中活動が療養介護として新たに市町村が実施機関になるなど、制度

改正がされてきたところです。

今回の第5期滝川市障がい福祉計画では、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画期間となり、今まで進められてきた福祉サービスの整備状況や利用状況を見極めながら、障がいのある方個々の支援体制づくりの充実、強化が図られるよう、また相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

また、地域生活を支える「自立生活援助」や住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう「就労定着支援」の新規事業・サービスと一体となり見込量やその確保、方策等について計画を策定します。

さらに、児童福祉法では今まで実施できなかった「保育所等訪問支援」事業に取り組み支援体制構築を図るなか、障がい児支援の見込量をたてます。

なお、第5期障がい福祉計画期間中に関係法令の見直し等が行われ、それに伴い策定された計画の見直しが必要となった場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。

4. 計画策定の体制

障がい福祉計画の策定にあたっては、障がい者団体等を始め、事業者及び雇用、教育、医療その他の幅広い分野にわたる関係者の意見を反映したものとするため、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」を計画策定の総括機関と位置付けて計画案の諮問を行うとともに、障がい者団体、社会福祉団体、障がい福祉サービス事業所等で構成する障がい福祉計画策定委員会において、計画素案に係る具体的な意見の聴取及び検討を行いました。

なお、市民会議に配布した資料や開催内容の要旨については、滝川市公式ホームページにて公開しています。

Ⅱ 障害者総合支援法・児童福祉法改正の概要

★ 今までの改正のポイント ★

■利用者負担の見直し

- ・ 応能負担の原則を明確化、利用者負担限度額の考え方が障がい福祉サービスと補装具費の利用者負担の合算となり、負担の軽減が図られました。

■障がい者の範囲の見直し

- ・ 障がいの範囲に発達障がい及び 332 の指定難病が追加され、障害者手帳がなくても福祉サービス等の利用が可能になりました。

■地域における自立した生活のための支援の充実

- ・ グループホームを利用する低所得者を対象に居住費用の助成（限度1万円）が図られました。
- ・ 視覚障がい者を対象に移動に必要な情報を提供するとともに、移動等の支援を行う「同行援護」が創設されました。

■相談支援の充実

- ・ 基幹相談支援センターの設置等、相談支援体制の強化が図られました。
- ・ 長期入院者等の地域移行支援や地域定着支援の個別給付化が図られたほか、計画相談、障がい児相談の充実強化が図られ、サービスを利用する障がい者全員に相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成することになりました。

■障がい児支援の強化

- ・ 障がい児の支援が障害者自立支援法の児童デイサービスから児童福祉法の児童発達支援や放課後等デイサービス等の「障がい児通所支援」に改正されました。

■実施主体が道から市町村に

- ・ 重症心身障がい者等の療養介護サービスの実施主体が道から市町村に変更になりました。

■重度訪問介護の対象拡大

- ・ 重度訪問介護の対象に「知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するもの」が新たに追加され、サービスを利用できる対象者の拡大が図られました。

■共同生活介護の共同生活援助（グループホーム）への一元化

- ・ 障がい者の高齢化、重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、ケアホームがグループホームに一元化が図られました。（介護サービス包括型・外部サービス利用型に分かれています。）

■地域移行支援の対象拡大

- ・ 地域生活への移行のため支援を必要とする対象者は、これまで障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者でしたが、新たに保護施設や矯正施設に入所している障がい者も支援対象となりました。

■障害程度区分から障害支援区分への見直し

- ・ 障害者総合支援法における「障害程度区分」について、障がい者等の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に改正されました。

★第5期滝川市障がい福祉計画に向けた今後の取り組み★

■国での基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

*上記見直しの取り組みの中で、第5期滝川市障がい福祉計画の間で新たに取り組む内容

■就労定着支援の創設

一般就労に移行した障がい者の中でも、ストレス等から体調が崩れ、結局、福祉就労に戻ってしまう方も多々見受けられます。せっかく掴んだ自立への道を崩さないよう、就労移行支援事業所や相談支援事業所など関係機関と連携し、就労に伴う環境変化等による生活面で支援を行うものです。

■自立生活援助の創設

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた主に知的障がい者や精神障がい者など、また入院中の精神障がい者等で賃貸住宅等一人暮らしを希望する障がい者に対して、一定期間にわたり定期的に巡回訪問する中で、食事や掃除、家賃等の滞納、通院、地域住民と関係は良好かなど生活面に必要に関しての助言等を行うものです。

今後、入院中の精神障がい者等の地域移行、地域定着のサービスとも連携し取り組んでまいります。

会議当日に「保育士等が障がい児のいる保育所等へ訪問する」事業である旨を口頭で修正。

■保育所等訪問支援の体制構築

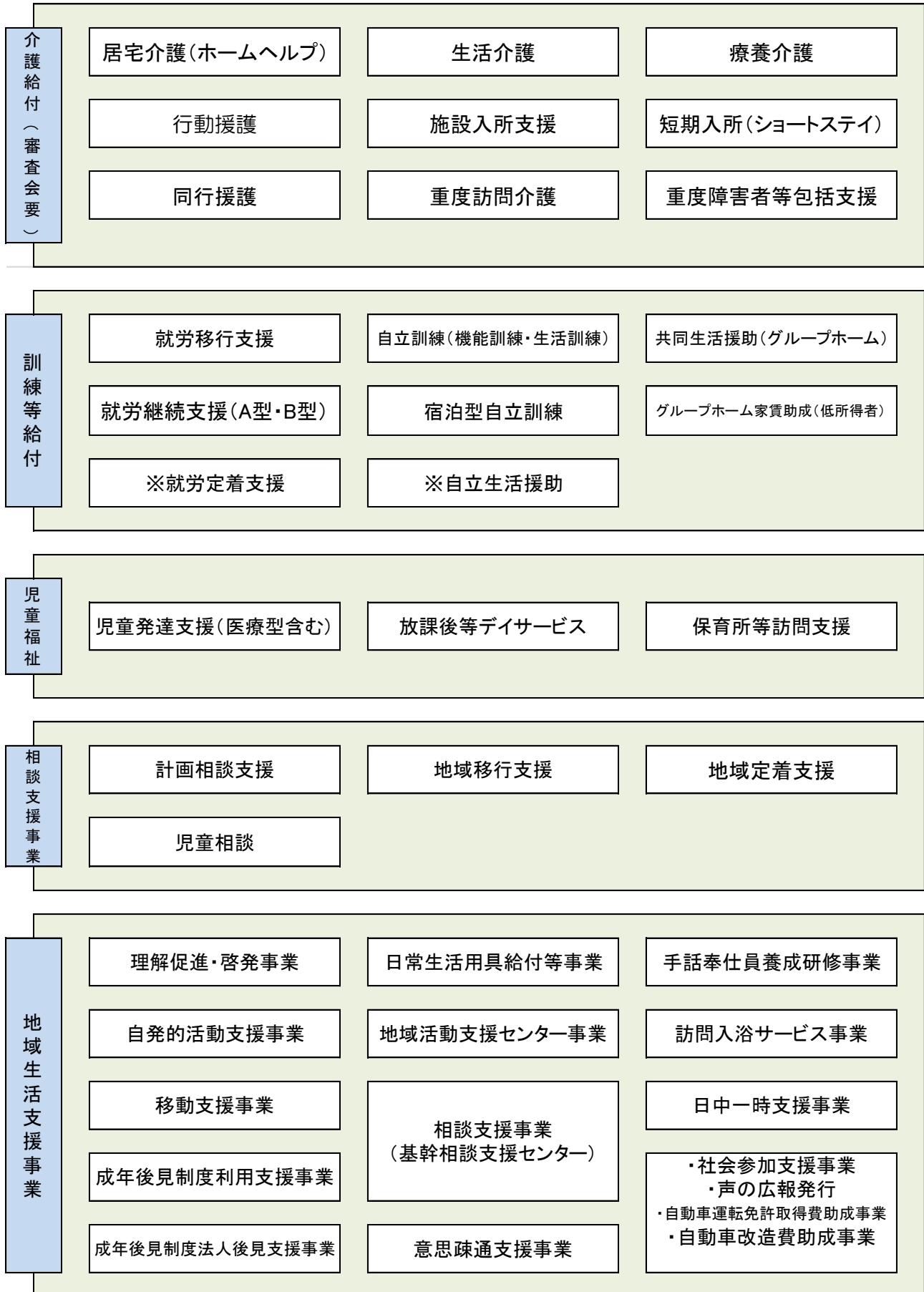
平成24年度の制度改正により児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所も次々開設され障がい児の利用も増加しているなか、滝川市では今まで保育所等訪問支援の事業は実施されておりました。

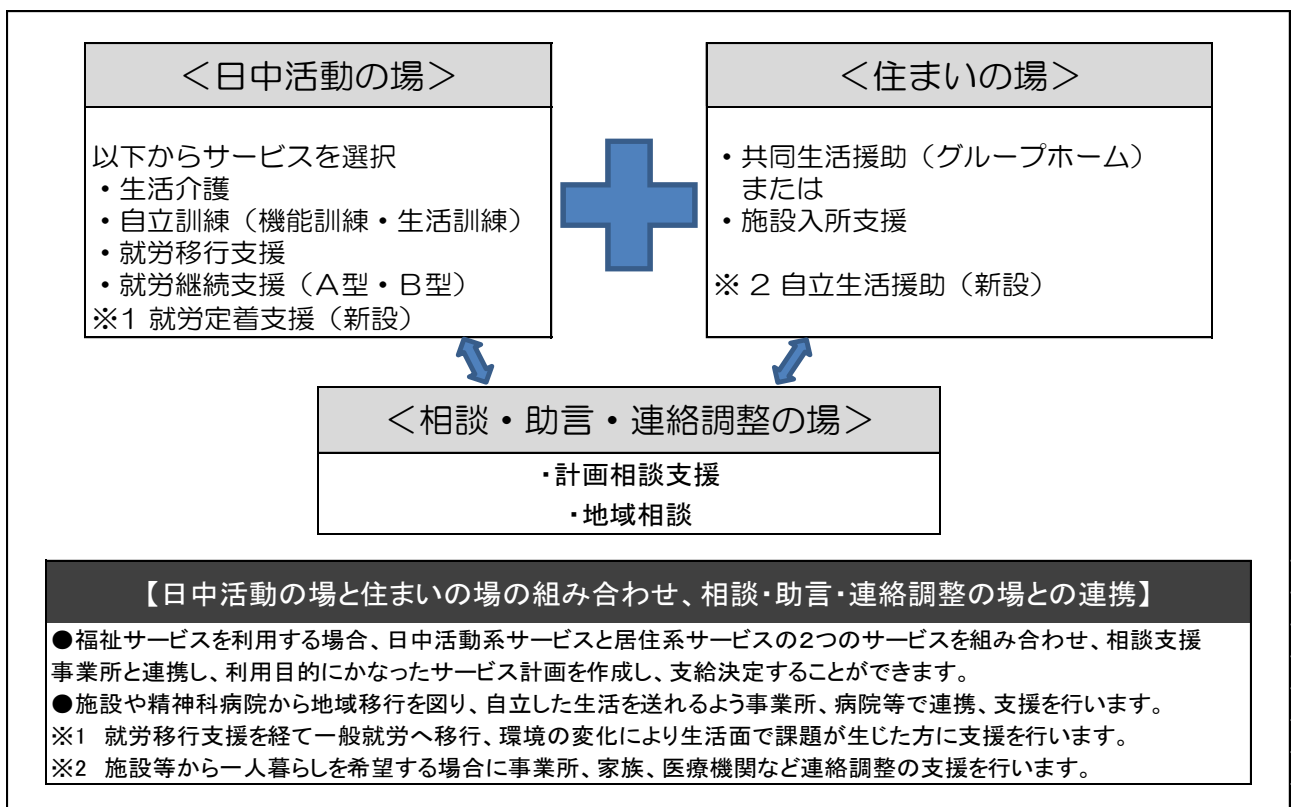
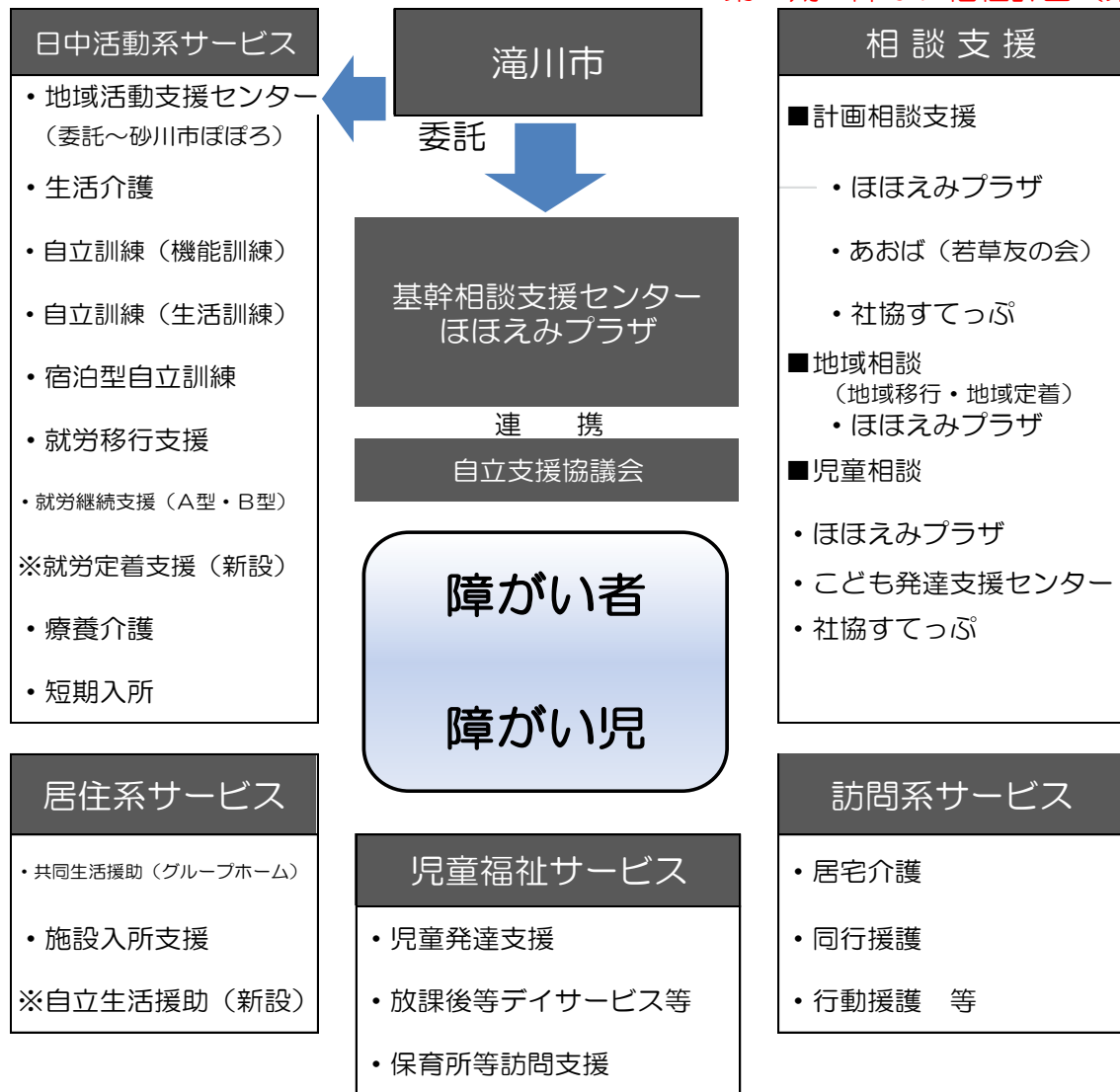
障がい児が（障がい児に対する指導経験のある保育士等が同行）保育所や幼稚園など集団生活を営む施設に訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うもので、第5期障がい福祉計画に向けて取り組んでいきます。

■地域生活支援拠点の整備並びに共生型サービスにおける体制の整備

第4期計画から地域生活支援拠点の整備については取り上げられておりましたが、具体的に動きはありませんでした。障がい者の高齢化に伴う親なき後も住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域生活支援拠点に必要な居住支援、相談支援、また医療機関を含めた緊急時の受け入れなど各種整備が必要となります。また、65歳以上になっても使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするために介護と連携を図り、共生型サービスに対応可能な体制づくりを取り進めていきます。

■ 障害福祉サービス等に係る体系





Ⅲ 滝川市の現況（平成29年3月末現在）

■滝川市における障がい者数

（単位：人）

区 分	身体障害者手帳	療 育 手 帳	精神障害者 保健福祉手帳
18歳以上	2,200	327	243
18歳未満	25	63	
合 計	2,225	390	243

■身体障がい者 障がい別・等級別人数

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	44	33	15	6	15	14	127
聴覚・平衡	0	39	19	76	1	39	174
言語・音声	0	1	5	15	0	0	21
肢体	224	274	245	388	162	78	1,367
内部	350	6	47	108	0	0	511
合 計	618	353	331	593	178	127	2,200

■身体障がい児 障がい別・等級別人数

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	1	0	0	0	0	0	1
聴覚・平衡	0	0	1	1	0	0	2
言語・音声	0	0	0	0	0	0	0
肢体	3	5	2	2	0	0	12
内部	5	0	3	2	0	0	10
合 計	9	5	6	5	0	0	25

■療育手帳 等級別人数

（単位：人）

区 分	A判定 （最重度・重度）	B判定 （中度・軽度）	合 計
療育手帳所持者数 （18歳以上）	128	199	327
療育手帳所持者数 （18歳未満）	15	48	63
合 計	143	247	390

■精神保健福祉手帳 等級別人数

（単位：人）

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計
精神保健福祉手帳	42	127	74	243

■精神通院医療費公費負担受給者数

（単位：人）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全 体	584	620	659

■障がい福祉サービス利用にあたり、障害支援区分認定の状況

（単位：件）

障害支援区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
区分 1	3	4	2
区分 2	11	14	18
区分 3	19	20	30
区分 4	16	18	17
区分 5	14	15	13
区分 6	16	19	15
合 計	79	90	95

* 支援区分認定件数には生活介護、施設入所、居宅介護など介護給付費対象者で
訓練給付費支給者（就労移行、就労継続）などは、含まれていません

Ⅳ 障がい福祉サービス・障がい児通所支援の概要 並びに滝川市内における事業所の状況

1. 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスには、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活が送れるよう、障がい者個々の多様な生活を支えるサービス体系として（１）訪問系サービス、（２）日中活動系サービス、（３）居住系サービスに分かれ、それぞれ組み合わせながらサービスが支給決定されています。

（１）訪問系サービス

◆居宅介護

日常生活に支障のある心身障がい児者等の家庭を訪問し、入浴や食事等の介護、衣類の洗濯や住居等の清掃等の介護を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ジャパンケア滝川
■ ヘルパーステーションピーすふる
■ ヘルパーステーションのどか

◆同行援護

重度の視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ヘルパーステーションピーすふる
■ ヘルパーステーションのどか

◆行動援護

知的障がいまたは精神障がいのため行動が著しく困難な障がい者等で常時介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等の援助を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ヘルパーステーション ピーすふる

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常時介護の必要な方また行動上著しい障がいのある方に、居宅での入浴や排せつ、食事の介護等や外出時における移動中の介護等総合的な援助を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ジャパンケア滝川
■ ヘルパーステーション ピーすふる
■ ヘルパーステーション のどか

◆重度障がい者等包括支援

常時介護の必要な障がい者等で介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護その他の支援を包括的にを行います。

（2）日中活動系サービス

◆生活介護

常時介護を必要とする障がい者に日中、施設において、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。

■滝川ほほえみ工房（定員：14人／日）
■滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：児童発達、放課後等デイサービスを含め 8人／日）
■トータルサポートリアル（定員：10人／日）

◆自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に必要な訓練を行います。

◆自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者に必要な訓練を行います。

■トータルサポートリアル（定員：6人／日）
■生活訓練事業所ひなた（定員：20人／日）

◆宿泊型自立訓練

地域で自立した生活を目指している障がい者に、一定期間居住の場を提供し、食事や家事等自立生活に必要な訓練を行います。

◆就労移行支援

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

■滝川ほほえみ工房（定員：6人／日）

◆就労継続支援（A型）

65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、事業所内において雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

■コネクト（定員：20人／日）
■ヒューマンインターフェイス（定員：15人／日）

◆就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■滝川ほほえみ工房（定員：40人／日）
■若草友の会共同作業所（定員：25人／日）
■滝川更生園（定員：30人／日）
■滝川新生園（定員：20人／日）
■こころ（定員：20人／日）
■工房江部乙（定員：20人／日）

◆療養介護

医療を必要とする障がい者で、常時介護が必要な方に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。

◆短期入所

居宅で介護を行う方の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がい者に施設に短期間入所してもらい、入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

■滝川通園事業所たんぽぽの家 （重症心身障がい児者対象 定員：1人／日）
■短期入所事業所えーる（定員：6人／日）

（3）居住系サービス

◆共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居で、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう相談や日常生活上の援助のほか入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

なお、平成26年度よりケアホームがグループホームに一元化されたことに伴い、生活支援員を配置し事業者自ら支援を行う「介護サービス包括型」と生活支援員の配置が不要で外部の居宅介護事業所に委託する等の「外部サービス利用型」に分かれています。

●滝川市内の設置状況（市内全体：86人）

事業所（定員）		4人	5人	6人	8人	9人	10人	合計
滝川ほほえみ会 8か所 41名定員	男			2か所	1か所			20人
	女	4か所	1か所					21人
はるか（こころ） 1か所 19名定員	男						1か所	10人
	女					1か所	男女併設	9人
滝川中央病院 2か所 12名定員	男			1か所				6人
	女			1か所				6人
（社福）雨竜会 3か所 14名定員	男		2か所					10人
	女	1か所						4人
合 計 14か所 86名定員	男		2か所	3か所	1か所		1か所	46人
	女	5か所	1か所	1か所		1か所		40人

・グループホーム居住費助成

特定障害者特別給付費（補足給付）として、住民税非課税世帯または生活保護受給世帯の方が利用するグループホームの家賃を上限1万円まで助成します。

◆施設入所支援

施設に入所している障がい者に、主に夜間に、入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

2. 障がい児通所支援

平成24年度から制度改正により、障害者自立支援法による「児童デイサービス」から児童福祉法による「児童発達支援」「放課後等デイサービス」等の障がい児通所支援に改正されました。

◆児童発達支援

障がいのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省で定める便宜を供与します。

■ 滝川市こども発達支援センター（定員：生活介護、放課後等デイを含め10人／日）
■ 滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：生活介護、放課後等デイを含め8人／日）

◆医療型児童発達支援

上記、児童発達支援のサービスのほか治療を提供します。

◆放課後等デイサービス

通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

■ 滝川市こども発達支援センター（定員：生活介護、児童発達支援を含め10人／日）
■ 滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：生活介護、児童発達支援を含め8人／日）
■ トータルサポートリアル（定員：10人／日）
■ こどもサポートハウスりすむ（定員：10人／日）

◆保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児等が保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進する。保育所、幼稚園、小学校等集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を供与します。

3. 計画相談支援・地域相談支援・障がい児相談支援

サービスの支給決定や継続のための計画を作成したり、地域での生活に移行するための準備や移行した後のサポートを行います。

◆計画相談支援・障がい児相談支援

相談支援事業所の相談支援専門員がご本人やご家族の方の意向や希望の聴き取り調査を実施し、障がいのある方個々の総合的な支援方針や障がいのある方にとって最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、個々の生活の目標を達成できるように、サービス等利用計画を作成いたします。その他、日常の一般相談にも対応しています。

■ほほえみプラザ	（対象：者・児童）
■あおば	（対象：者）
■たきかわ社協すてっぷ	（対象：者・児童）
■滝川市こども発達支援センター	（対象：児童）

◆地域相談支援

ア 地域移行支援

障害者支援施設や病院、また保護施設や矯正施設に長期間入所等をしていた障がい者に、地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備等の支援を行います。

イ 地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている障がい者に、夜間を含む緊急時の連絡や相談等のサポートを行います。

■ほほえみプラザ
■砂川市・ぽぽろ

4. 障がい福祉サービス等利用の状況（平成29年9月利用分）

（1）訪問系サービス

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
居宅介護	滝川市社会福祉協議会	25
	ジャパンケア滝川	1
	ぴーすふる	4
同行援護	滝川市社会福祉協議会	4
行動援護	滝川市社会福祉協議会	1
合 計		35

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
居宅介護	サポートセンターぽすと（奈井江町）	3
	サポートセンターぽけっと（札幌市）	1
行動援護	サポートセンターぽすと（奈井江町）	3
	サポートセンターぽけっと（札幌市）	1
	ヘルパーステーションおんぷ（札幌市）	1
合 計		9

（2）日中活動系サービス

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	滝川ほほえみ工房	15
	滝川通園事業所たんぽぽの家	7
	トータルサポートリアル	3
就労移行支援	滝川ほほえみ工房	6
就労継続支援（A型）	コネクト	14
	ヒューマンインターフェイス	6
就労継続支援（B型）	若草友の会共同作業所	30
	滝川ほほえみ工房	28
	滝川更生園	21
	滝川新生園	12
	こころ	8
	工房江部乙	4
自立訓練（生活訓練）	トータルサポートリアル	3
	生活訓練事業所ひなた	10
短期入所	短期入所えーる	5
	滝川通園事業所たんぽぽの家	1
合 計		173

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	札幌光の森学園	1
	札幌市自閉症者自立支援センター	1
	グリーンピア篠路（札幌市）	1

第5期 障がい福祉計画（素案）

	美しの森（札幌市）	1
【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	はびえこ新しのつ（新篠津村）	1
	共栄（北広島市）	2
	ひかりの里（今金町）	1
	朝里ファミリア（小樽市）	1
	銀山学園（仁木町）	1
	余市豊浜学園	1
	やすらぎ園（旭川市）	1
	旭川ねむのきの園	1
	第二希望学園（旭川市）	1
	北の峯学園（富良野市）	1
	南富良野からまつ園	1
	大雪の園（鷹栖町）	1
	樽前かしわざ園（苫小牧市）	1
	永光（苫小牧市）	1
	富門華寮（安平町）	1
	ふみだす（伊達市）	1
	愛灯学園（帯広市）	1
	生活介護ライフ（音更町）	1
	こまくさ学園（紋別市）	1
	くびどハイム（岩見沢市）	2
	雪の聖母園（月形町）	3
	ライフサポート美唄	4
	パシオ（美唄市）	2
	おにしか更生園（小平町）	3
	風連別学園（初山別村）	1
	ないえ	6
	北海道拓明興社（奈井江町）	2
	ひかり（新十津川町）	6
	砂川希望学院	6
	デイサポートセンター夢（砂川市）	6
	デイサポートセンター優（砂川市）	2
	光生舎フーレピラ（赤平市）	2
	光生舎エルムソーイング（赤平市）	1
	虹の里デイサービスセンター（赤平市）	5
	光生舎ワークショップ（赤平市）	3
	光生舎クリーナース（赤平市）	2
	光生舎メディックエル（赤平市）	1
	光生舎虹の里（赤平市）	7
	雨竜町暑寒の里	5

第5期 障がい福祉計画（素案）

	あかとき学園（深川市）	3
【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	厚田はまなす園（石狩市）	1
療養介護	緑が丘療育園（札幌市）	1
	大倉山学院（小樽市）	2
	旭川医療センター	1
	北海道療育園（旭川市）	6
就労移行支援	くるみ（砂川市）	3
	すまっしゅ（奈井江町）	1
	光生舎エルムソーイング（赤平市）	1
就労継続支援（A型）	笑飛巣（砂川市）	4
	ワンスライフ（砂川市）	4
	光生舎メディックエル（赤平市）	2
	夢工房（深川市）	2
就労継続支援（B型）	みのりの苑（新篠津村）	1
	リハビリおおぞら（北広島市）	1
	ワークすずらん（小樽市）	1
	ミルト（新冠町）	1
	おとわ（音更町）	1
	くるみ（砂川市）	5
	砂川市つむぎの家	2
	ばるーん（砂川市）	1
	すまっしゅ（奈井江町）	3
	フレーザーカントリー（新十津川町）	3
	ひらき（新十津川町）	4
	砂川希望学院	1
	デイサポート優（砂川市）	2
	秋・みのり（砂川市）	5
	それいゆ（上砂川町）	4
	光生舎エルムソーイング（赤平市）	3
	光生舎ワークショップⅡ（赤平市）	8
	光生舎ライトプラザ（赤平市）	4
	虹の架け橋（赤平市）	2
	星の広場（芦別市）	1
	実の里（雨竜町）	1
	就労支援センターきらり（深川市）	1
	就労支援センター青空（深川市）	3
自立訓練（生活訓練）	くるみ（砂川市）	2
	ピアハウスむろらん	2
宿泊型自立訓練	のぞみ寮（札幌市）	1
	なかま（旭川市）	1

第5期 障がい福祉計画（素案）

	ピアハウスむろらん	2
【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
短期入所	ないえ	1
	砂川希望学院	1
	光生舎虹の里（赤平市）	2
	光生舎クリーナース（赤平市）	1
	北海道療育園（旭川市）	2
合 計		197

（3）居住系サービス

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活援助 （グループホーム）	滝川ほほえみ会	29
	滝川中央病院	6
	（社福）雨竜会	2
	はるか（こころ）	7
合 計		44

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活援助 （グループホーム）	サポート in サッポロ	1
	あーねすと（札幌市）	1
	あしり（札幌市）	1
	くるみ寮（札幌市）	1
	はびらいふ新しのつ（新篠津村）	1
	地域支援センターゆう（小樽市）	1
	ZOO101（旭川市）	1
	さくら荘（富良野市）	1
	あかつき寮（剣淵町）	1
	だて地域生活支援センター（伊達市）	1
	サポートセンターえましあ（新冠町）	1
	伏古の里（帯広市）	1
	クローバーハウス（音更町）	1
	光明舎フレンズ（岩見沢市）	1
	爽やかネットワーク（美唄市）	1
	ライフサポート美唄	1
	指定共同生活援助（月形町）	1
	地域生活支援あとり（小平町）	1
	GH・CH 地域生活支援（初山別村）	1
	みどり荘（奈井江町）	3
	どんぐり（砂川市）	5
	共同生活のぞみ（砂川市）	2
	ホームピンネ（新十津川町）	9

第5期 障がい福祉計画（素案）

	むすび（新十津川町）	1
【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活援助 （グループホーム）	メイプル（赤平市）	8
	博友荘（赤平市）	1
	きらり（芦別市）	1
	すずらん（芦別市）	1
	指定事業所すずらん（深川市）	5
施設入所支援	札幌光の森学園	1
	グリーンピア篠路（札幌市）	1
	美しの森（札幌市）	1
	ふれあいの苑（新篠津村）	1
	共栄（北広島市）	2
	ひかりの里（今金町）	1
	朝里ファミリア（小樽市）	1
	銀山学園（仁木町）	1
	余市豊浜学園	1
	やすらぎ園（旭川市）	1
	旭川ねむのきの園	1
	第二希望学園（旭川市）	1
	北の峯学園（富良野市）	1
	南富良野からまつ園	1
	大雪の園（鷹栖町）	1
	樽前かしわざ園（苫小牧市）	1
	永光（苫小牧市）	1
	富門華寮（安平町）	1
	おとわ（音更町）	1
	こまくさ学園（紋別市）	1
	くびどハイム（岩見沢市）	2
	雪の聖母園（月形町）	2
	ライフサポート美唄	3
	パシオ（美唄市）	2
	おにしか更生園（小平町）	2
	ないえ	6
	北海道拓明興社（奈井江町）	2
	砂川希望学院	7
	光生舎フーレビラ	2
	光生舎エルムソーイング	4
	光生舎ワークショップ	3
	光生舎クリーナース	2
	光生舎メディックエル	1

第5期 障がい福祉計画（素案）

	光生舎虹の里	7
	雨竜町暑寒の里	4

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
施設入所支援	あかとき学園（深川市）	2
	厚田はまなす園（石狩市）	1
合 計		128

（４）障がい児通所支援

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
児童発達支援	滝川市こども発達支援センター	66
	滝川通園事業所たんぽぽの家	2
放課後等デイサービス	滝川市こども発達支援センター	28
	滝川通園事業所たんぽぽの家	2
	トータルサポートリアル	14
	こどもサポートハウスりずむ	17
合 計		129

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
児童発達支援	ひかり砂川	1
	ひかり奈井江	1
放課後等デイサービス	きっずでいここ（新十津川町）	9
	ぴーす（砂川市）	7
	音の森あさひかわ	1
合 計		19

（５）地域生活支援事業

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
移動支援事業	滝川市社会福祉協議会	1
	ぴーすふる	1
訪問入浴サービス	アースサポート（株）	1
	（有）ケア・コラボレートK・H	1
日中一時支援事業	トータルサポートリアル	2
意思疎通支援事業	手話奉仕員派遣	2
合 計		8
【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
移動支援事業	サポートセンターぽすと（奈井江町）	5
	わーかーびー（札幌市）	1
	札幌報恩会サポート91	1
	えぽく（北広島市）	1
日中一時支援事業	砂川希望学院	3
合 計		11

V 計画推進のための基本的事項

数値目標については、国や北海道が掲げる指針や目標に沿いながら、第1期から第4期計画の利用実績と併せ、福祉サービス利用者個々の状況やニーズを十分踏まえることを基本とします。

注：平成29年度の数値は直近での実績数値となっています。

■施設入所者の地域生活への移行

滝川市においては、平成18年度から平成28年度までの10年間で39人の障がい者の方がグループホームなどに地域移行されました。平成17年10月時点102人の施設入所者数が28年度末76人となっています。

国では、地域生活への移行を推進する観点から、平成28年度末の施設入所者数の9%以上を平成32年度末までに地域移行することを基本としています。滝川市に当てはめると6人の地域移行を図ることになります。現在の施設入所者については、重度または高齢者のかたも多く、今後、重度の障がい者の方もグループホーム等で対応できるよう施設整備が欠かせません。平成30年度から新たにに取り組む自立生活援助のサービスとも連携し、地域の状況を十分把握したうえで地域移行を望むサービス利用者の希望を尊重し、対応していきます。

◆滝川市における施設入所者の地域に移行した人数

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	見込量		
													30	31	32
人数	6	2	5	2	11	6	1	2	1	1	2	1	2	2	2

■入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国では、精神障がい者の地域生活への移行を推進しています。滝川市においては、平成18年度から平成28年度までの10年間で19の方が退院され、地域移行したところです。平成25年度には滝川中央病院が定員12人のグループホームを開設したことにより、より推進が図られました。今後も、地域移行、地域定着支援並びに自立生活援助の新規事業を行い、病院等関係機関との連携を図り、推進に努めていきます。

◆退院により地域に移行した精神障がい者数

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
人数	0	1	0	0	2	1	1	8	2	3	1	1

■障がい者の就労促進（福祉施設から一般就労への移行）

滝川市においては、福祉施設等を退所し一般就労した障がい者数は、平成 18 年度から平成 28 年度までの 10 年間で 22 人となっております。

国では平成 32 年度の一般就労移行者数を平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とし、これまでの実績や地域の実情を踏まえることとしております。滝川市に当てはめると移行人数は 2 人となります。一般就労した障がい者の方でも環境の変化について行けずまた福祉就労等に戻るかたもあり、今後、就労定着支援の新規事業を取り組むなか、就労移行支援事業所、ハローワーク滝川、障がい者就労・生活支援センターひびきや相談支援事業所と十分連携し、障がい者が自立して日常生活を送るため、一般就労に結び付けられるよう努めていきます。

◆滝川市における一般就労移行の状況

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	2	3	1	0	1	3	3	2	2	4	1	2	2	2	2

■グループホームの整備

滝川市内では社会福祉法人等が運営するグループホームが、現在 86 人が入居できるまで整備されてきました。高齢の親と暮らしている障がい者も多く、親がいなくなったあと一人で生活困難で不安を抱えている障がい者も多いのが実情です。安心して地域で生活できるよう、自立生活援助の新規事業を取り組むなか、関係団体等の協力を得ながら、地域での環境整備、充実強化が図られることが期待されます。

◆滝川市内におけるグループホームの整備実績と見込量

				見込量		
年度	27	28	29	30	31	32
グループホーム整備	81	86	86	90	90	100

Ⅵ 数値目標の設定

平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とする第5期計画の数値目標設定については、相談支援事業所等、関係機関と十分連携したなか、障がいのある方個々の状況やニーズに基づき、サービス種別やサービス量を見込みます。

また、既にサービスを利用している障がいのある方に加え、退所や退院により地域に移行する障がい者、あるいは養護学校等卒業者等、新たにサービスを受ける方等の状況を踏まえ、更には第4期障がい福祉計画の実績等も考慮したうえでの数値目標とします。

注：各年度の人数、日数等の数値は、年間実績の月平均の数値となっています。

注：平成 29 年度の数値は、直近 7 か月の平均数値となっています。

■訪問系サービス

（１）居宅介護

相談支援事業所等を通じて精神障がい者の利用増もありましたが、65 歳到達による、介護保険サービスへの移行も進み、ここ数年、利用者数については月 30 人前後で横ばい状態が続いております。今後、難病患者の利用も含め、微増していく傾向と思われます。

◆居宅介護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	31	25	25	27	32	36	35	35	43	39	31	32	35	38	40
時間	454	399	463	455	388	420	401	444	494	448	356	376	420	456	480

（２）重度訪問介護

本市では重度訪問介護の利用実績はありません。国では重度訪問介護の対象拡大を進めており、今後、在宅での環境整備が充実、推進される中、障がい者やその家族のニーズを把握し、サービス見込量をたてます。

（３）同行援護

平成 23 年 10 月から新たなサービスとして開始され、視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスで、月 4～5 人の利用実績があります。今後もほぼ同程度の利用が見込まれます。

◆同行援護利用者数の実績と見込量

							見込量		
年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	2	4	4	4	4	4	4	5	5
時間	12	30	32	34	36	36	36	45	45

（４）行動援護

一人では行動のできない知的障がい者や精神障がい者を対象としたサービスで、ここ数年月５～６人の利用実績となっています。札幌近郊でのグループホーム入居者や滝川市近辺では、ないえ福祉会で実施している福祉有償運送を利用してのサービス活用が見られ、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆行動援護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	0	1	2	4	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6
時間	0	40	34	87	43	60	35	38	43	45	65	74	60	60	60

（５）重度障害者等包括支援

本市では重度障害者包括支援の利用実績はありません。今後、在宅での環境整備が充実、推進されるなか、障がい者のニーズを把握しサービス見込量をたてます。

■日中活動系サービス

（１）生活介護

重症心身障がい者を対象とした滝川通園事業所たんぽぽの家の利用者が制度改正により平成 24 年度から生活介護サービスに変更され、また、トータルサポートリアルが新たに生活介護のサービスをスタートし利用者の増加が見られました。今後、在宅通所者や養護学校卒業者で介護が必要な方などの新規利用者の増が見込まれます。

◆生活介護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	6	8	20	37	76	99	114	120	124	128	124	124	131	133	136
日数	73	95	331	655	1,574	2,080	2,275	2,397	2,456	2,579	2,489	2,518	2,620	2,660	2,720

（２）療養介護

重症心身障がい者施設入所者の日中活動について、平成 24 年度から実施機関が北海道から滝川市に移行となりました。今後も同程度の利用が見込まれます。

◆療養介護利用者数の実績と見込量

								見込量		
年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
利用人数	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10

（３）自立訓練（機能訓練）

身体障がい者の方が対象で、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションと併せ生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。支給期間に制限があり、平成23年度1名の利用を最後に、その後の利用実績はありません。

（４）自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者の方が対象で、地域で自立した生活を送られるよう、生活能力の維持、向上を図るため必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。生活訓練事業所ひなたが新たに事業所を立ち上げたことに伴い、主に精神障がい者の利用増加がありました。支給期間に制限があるため、同程度の利用を見込みました。

◆自立訓練（生活訓練）利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	0	0	4	7	6	4	4	9	20	18	19	17	17	18	18
日数	0	0	89	140	109	92	67	127	299	262	272	241	255	270	270

（５）宿泊型自立訓練

知的障がい者又は精神障がい者の方が対象で、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持、向上のための訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。現在、旭川市、札幌市、室蘭市に現在4人の方が利用しております。また国は支給期間に制限があるなか、ただ事務的に終了させることなく、審査会等に諮り障がい者個々の状況を踏まえ支給期間の延長もあり得る指針を出しており、今後も同程度の利用を見込みました。

◆宿泊型自立訓練利用者数の実績と見込量

							見込量		
年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
利用人数	1	2	3	2	2	3	4	4	5

（6）就労移行支援

就労を希望する障がい者に一定の期間、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。また、一般就労に結びつけるため、ハローワーク滝川や障がい者就労・生活支援センター「ひびき」と連携し今後も多くの障がい者の方が一般就労できるよう期待されています。

養護学校を卒業する障がい者に対しては、就労移行支援事業所のアセスメント及び相談支援事業所のモニタリングを進めながら、卒業後にスムーズにサービス提供ができるよう努めております。支給期間に制限があるため、利用実績をもとに同程度の利用を見込んでいます。

就労移行支援を行う事業所は、滝川市内においては「ほほえみ工房」（定員6人）1か所のみとなっているため、今後において更に拡充されることが望まれております。

◆就労移行支援利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	3	2	7	5	10	9	7	6	9	16	14	10	10	11	12
日数	61	32	144	110	200	200	145	119	143	270	251	183	180	198	216

（7）就労継続支援（A型）

65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。滝川市内に2つの事業所が新設され、砂川市にも新たに事業所が立ち上がり通所者の増加が見られましたが、利用者については、ほぼ横ばいであり、同程度の利用を見込みました。

◆就労継続支援（A型）利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	0	2	2	3	2	2	3	8	11	14	32	34	34	36	36
日数	0	42	42	64	46	46	50	160	209	275	586	621	646	684	684

（8）就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。増加傾向にある精神障がい者の方、一般就労に結びつくことが困難な知的障がい者の方を対象に滝川市内や近郊にも新たに事業所が立ち上がり、今後のサービス利用希望者も増加していくことと予測されます。

◆就労継続支援（B型）利用者数の実績と見込量

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	見込量		
													30	31	32
人数	1	4	10	44	67	82	118	124	130	137	143	156	185	195	200
日数	6	64	160	689	1,253	1,560	2,058	2,197	2,284	2,368	2,488	2,739	3,330	3,510	3,600

（9）就労定着支援（新規事業）

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じたかたに解決に向けて必要となる支援を行うものです。

◆見込量

年度	見込量		
	30	31	32
利用人数	2	3	3

（10）短期入所

短期入所の利用もここ数年横ばい状態が続いていますが、滝川通園事業所たんぽぽの家が重症心身障がい児者対象に1人／日、受け入れを開始し、また市内に新規事業所えーるが開設され、今後、利用者の増加が見込まれます。

◆短期入所利用者数の実績と見込量

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	見込量		
													30	31	32
人数	11	6	6	6	7	7	6	6	9	7	5	9	9	10	12
日数	71	75	54	28	58	90	65	47	80	60	50	84	81	90	108



	見込量内訳					
	短期入所（福祉型）			短期入所（医療型）		
	30	31	32	30	31	32
人数	8	9	11	1	1	1
日数	72	81	99	9	9	9

■居住系サービス

（１）施設入所者数の実績

平成 17 年 10 月の施設入所者数は 102 人で、平成 28 年度末時点では 76 人と 26 人の減となっており、地域移行が進められているのが把握できます。

平成 23 年度に新十津川町の吉野園が施設入所を廃止しグループホームに移行され、その後も各事業所でグループホームが整備されるなか、本人の意向を確認しながら随時、地域移行が進められております。国の指針では平成 32 年度まで 6 人減の 70 となりますが現在の入所者は高齢で重度の方も多く、また、養護学校卒業の新規の重度障がい者の方の施設入所も見込まれ、ほぼ横ばいで推移すると予想されます。

◆施設入所者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	97	98	98	99	93	79	78	77	77	81	77	75	76	75	74

（２）グループホーム入居者の実績

制度改正により、平成 26 年度からケアホームがグループホームに一元化され、介護サービス包括型と外部サービス利用型に分かれ整備されてきました。滝川市内でも定員 86 人のグループホームが現在設置されています。今後も施設整備が進むことが見込まれ、養護学校の卒業者や在宅の障がい者で親が高齢化して同居が困難になるケースもあり、今後も入居者の利用も増加することが見込まれます。

◆グループホーム入居者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	16	24	32	43	53	68	67	74	82	86	97	101	107	110	118

（３）自立生活援助（新規事業）

障がい者支援施設やグループホームから賃貸住宅等一人暮らしを希望する障がい者を対象に、一定の期間訪問するなどして、指導、助言のほか医療機関など関係機関との連絡調整など支援を行います。

◆見込量

見込量			
年度	30	31	32
利用人数	2	2	2

■計画相談支援・地域相談支援について

障害福祉サービスを利用する障がい者全員に計画相談・サービス利用計画を作成するため、滝川市内の相談支援事業所はもちろん、全道各地の相談支援事業所と連携して取り進めているところです。滝川市においてはセルフプランのかたが数人おりますが、今後全員、相談支援事業所の計画作成、障がい者個々に合った適正なサービスが支給できるよう取り進めていきます。

（１）計画相談支援

◆見込量

	見込量		
年度	30	31	32
利用人数	430	435	440

（２）地域相談支援

ア 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院のほか、新たに救護施設および更生施設、矯正施設に入所している障がい者を対象に地域移行を図り、自立した日常生活を送られるよう支援を行うものです。相談支援事業所及び病院、関係機関と十分連携し取り組んでいきます。

◆見込量

	見込量		
年度	30	31	32
利用人数	2	2	2

イ 地域定着支援

主に地域移行された精神障がい者等、安定して地域で生活できるよう地域定着に向けて支援を行うものです。相談支援事業所のほか関係機関と連携を図り取り組んでいきます。

◆見込量

	見込量		
年度	30	31	32
利用人数	1	1	1

■障がい児通所支援

平成 24 年度の制度改正に伴い、それまでの障害者自立支援法の児童デイサービスから児童福祉法による児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスに変更となり障がい児の支援強化が図られました。

滝川市内では滝川市こども発達支援センターのほか滝川通園事業所たんぽぽの家において重症心身障がい児を対象にサービスを開始、市内近郊を含め事業所の開設により利用者の増加がありました。

（１）児童発達支援

障がいのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行っています。

こども発達支援センターやたんぽぽの家の利用が主なものとなっています。

◆児童発達支援利用者数の実績と見込量

年度	24	25	26	27	28	29	見込量		
							30	31	32
人数	67	61	64	68	61	59	62	65	70
日数	165	145	162	175	156	176	186	195	210

（２）医療型児童発達支援

上記、児童発達支援のサービスのほか治療を提供するもので、滝川市内には事業所はありません。旭川市の事業所に平成 24 年度の利用を最後にその後の利用はありません。

（３）放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスで、事業所の整備が図られるなか、今後の利用者の増加が見込まれるとともに、重度の障がい児の方々の利用日数の増加が顕著に見られています。

◆放課後等デイサービス利用者数の実績と見込量

年度	24	25	26	27	28	29	見込量		
							30	31	32
人数	29	38	41	42	64	81	83	85	90
日数	128	190	221	208	422	553	560	570	590

（４）保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を行うもので、今まで滝川市内では実施していませんでしたが、第 5 期障がい福祉計画に第 1 期障がい児福祉計画を包含、見直しと相まって、平成 30 年度から新たに取り組んでまいります。

◆見込量

	見込量		
年度	30	31	32
人数	2	3	4
日数	12	18	24

（５）障がい児童相談支援

障がい児の保護者や特別支援学級、養護学校等と十分連携を図り、障がい児個々の適切な支援利用計画を作成します。

◆見込量

	見込量		
年度	30	31	32
利用人数	132	135	140

■地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がい者の地域での生活を支えるために市が主体となって取り組む事業です。

＜必須事業＞

◇理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業で、教室やイベント等開催する中で取り組んでいきます。

◇自発的活動支援事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業で、災害対策や孤立防止活動ボランティア活動等、障がい者団体や各種団体と連携を図りながら取り組んでいきます。

◇相談支援事業

地域の障がい者の福祉に関する様々な問題について、その保護者または介護を行う方からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行い、あわせて障がい福祉サービスの利用支援のほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、また、障がい者の権利擁護のために必要な援助、相談支援を行います。

合わせて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門職員を配置し、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業並びに身体・知的・精神障がい者の相談業務を総合的に行う相談支援を推し進める基幹相談支援センターの強化を図ります。

◇成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用と思われる知的障がい者または精神障がい者に対し、経費の補助を受けなければ利用が困難と認められる場合に、申立費用及び後見人の報酬を助成します。

◇成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで障がい者の権利擁護を図ります。

◇意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話奉仕員（通訳者）の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、要約筆記者等の派遣については、ニーズを把握する中で検討していきます。

◇日常生活用具給付事業

障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

◇手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、研修事業を開催する中で手話奉仕員の養成を図ります。

◇移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等が円滑に外出することができるよう、移動の支援を行います。

◇地域活動支援センター事業

通所する障がい者に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援を行います。

＜任意事業＞

◇訪問入浴サービス事業

在宅生活を送る身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅にて入浴サービスを提供します。

◇日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保、提供し、家族の就労支援及び家族の一時的な休息を支援します。

◇その他 社会参加支援事業

■声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、障がい者にわかりやすい方法により、地方自治体等の広報や地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

■自動車運転免許取得・改造助成事業

身体に障がいがある方が自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

Ⅶ サービスの見込量一覧

サービス体系		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
		人	時間・日	人	時間・日	人	時間・日
訪問系サービス	居宅介護	35	420	38	456	40	480
	同行援護	4	36	5	45	5	45
	行動援護	6	60	6	60	6	60
日中活動系サービス	生活介護	131	2,620	133	2,660	136	2,720
	療養介護	10	—	10	—	10	—
	自立訓練（生活訓練）	17	255	18	270	18	270
	宿泊型自立訓練	4	—	4	—	5	—
	就労移行支援	10	180	11	198	12	216
	就労継続支援（A型）	34	646	36	684	36	684
	就労継続支援（B型）	185	3,330	195	3,510	200	3,600
	短期入所	9	81	10	90	12	108
居住系サービス	施設入所支援	76	—	75	—	74	—
	グループホーム	107	—	110	—	118	—
通所支援障がい児	児童発達支援	62	186	65	195	70	210
	放課後等デイサービス	83	560	85	570	90	590
	保育所等訪問支援	2	12	3	18	4	24
計画相談支援障がい児相談支援地域相談支援	計画相談支援	430	—	435	—	440	—
	地域相談支援	3	—	3	—	3	—
	地域移行支援	2	—	2	—	2	—
	地域定着支援	1	—	1	—	1	—
	障がい児相談支援	132	—	135	—	140	—
新規事業	就労定着支援	2	—	3	—	3	—
	自立生活援助	2	—	2	—	2	—

第5期 障がい福祉計画（素案）

◇地域生活支援事業のサービス見込量等	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修啓発事業	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	未実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	実施

◇相談支援事業	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	2 箇所	2 箇所	2 箇所
基幹相談支援センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談支援機能強化事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所

◇成年後見制度利用支援事業	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込者数	2 人	2 人	2 人

◇意思疎通支援事業（手話奉仕員派遣）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込者数	3 人	3 人	3 人

◇日常生活用具給付事業	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	5 件	5 件	5 件
自立生活支援用具	15 件	15 件	15 件
在宅療養等支援用具	8 件	8 件	8 件
情報・意思疎通支援用具	6 件	6 件	6 件
排泄管理支援用具	1,320 件	1,330 件	1,350 件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2 件	2 件	2 件

◇手話奉仕員養成研修事業	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込者数	10 人	10 人	10 人

第5期 障がい福祉計画（素案）

◇移動支援事業	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込者数	15 人	15 人	15 人
利用見込時間数	700 時間	700 時間	700 時間

◇地域活動支援センター事業	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施事業所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
利用見込者数	25 人	25 人	25 人

◇訪問入浴サービス事業	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込者数	2 人	2 人	2 人

◇日中一時支援事業	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込者数	15 人	15 人	15 人

◇社会参加促進事業	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
声の広報発行事業	10 人	10 人	10 人
自動車運転免許取得・改造助成事業	2 件	2 件	2 件

Ⅷ 障がい福祉サービス等 利用実績

◆訪問系サービス

サービス体系	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度		28 年度	
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
居宅介護	36	420	35	401	35	444	43	494	39	448	31	356
同 行 援 護	0	0	2	12	4	30	4	32	4	34	4	36
行動援護	5	60	5	35	5	38	5	43	5	45	6	65

◆日中活動系サービス

サービス体系	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度		28 年度	
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
生活介護	99	2,080	114	2,275	120	2,397	124	2,456	128	2,579	124	2,489
自立訓練（生活訓練）	4	92	4	67	9	127	20	299	18	262	19	272
宿泊型自立訓練	0	—	1	—	2	—	3	—	2	—	2	—
就労移行支援	9	200	7	145	6	119	9	143	16	270	14	251
就労継続支援（A型）	2	46	3	50	8	160	11	209	14	275	32	586
就労継続支援（B型）	82	1,560	118	2,058	124	2,197	130	2,284	137	2,368	143	2,488
療養介護	1	—	10	—	10	—	10	—	10	—	10	—
短期入所	7	90	6	65	6	47	9	80	7	60	5	50

◆居住系サービス

サービス体系	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
共同生活援助	68 人	67 人	74 人	82 人	86 人	97 人
施設入所支援	79 人	78 人	77 人	77 人	81 人	77 人

◆障がい児通所支援

サービス体系	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度		28 年度	
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
児童発達支援	—	—	67	165	61	145	64	162	68	175	61	156
放課後等デイサービス	—	—	29	128	38	190	41	221	42	208	64	422

第5期 障がい福祉計画（素案）

◇相談支援事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
障害者相談支援事業	1	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	—	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	—	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	—	—	—	—	—	2

◇意思疎通支援事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
利用者数（人）	5	4	4	4	4	4

◇移動支援事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
利用者数（人）	14	16	18	17	20	17
利用時間数（時間）	720	644	677	553	1,587	1,390

◇日常生活用具給付事業（給付費件数）

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
介護・訓練支援用具	3	10	5	1	2	1
自立生活支援用具	19	20	18	9	6	15
在宅療養等支援用具	3	3	3	5	6	6
情報・意思疎通支援用具	5	9	7	6	6	5
排泄管理支援用具	1,000	1,095	1,110	1,200	1,320	1,300
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	9	2	0	1	3

◇地域活動支援センター事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施事業所数（箇所）	2	1	1	1	1	1
利用者数（人）	61	58	51	49	62	68

◇訪問入浴サービス事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
利用者数（人）	2	1	1	1	2	2

◇日中一時支援事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
利用者数（人）	22	43	29	21	13	10

◇社会参加促進事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
声の広報発行事業（人）	21	22	22	21	15	10
自動車運転免許取得・改造助成事業（件）	1	3	1	2	2	0
手話奉仕員養成研修事業（人）	11	10	11	10	7	6

《参考》

第1期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■日中活動系サービス

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）で見込量を大きく下回っています。原因としては、事業所の新体系への移行が予想より少なく、旧法施設支援サービスが継続していることによるものです。

なお、新体系移行の時期については、各事業所において決定します。

短期入所については、平成18年度、19年度は3月利用分の実績ですが、平成20年度は4月から9月の平均値のため差が大きくなっています。（例年3月は春休みがあるため、平均より利用回数が増加する見込です。）

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については、見込量を上回っています。地域生活移行は進んでいますが、新規申込みについても見込量を上回っており、全体の人数は増加しています。

■地域生活支援事業

地域自立支援協議会については設立に向けて協議を進めており、平成21年度早期に設置予定です。

コミュニケーション支援事業については、見込量は月1件の扱いで各年度12件としていましたが、実利用人数で記載しています。

移動支援事業については、各年度とも時間数は見込量を大きく上回っていますが、件数（人数）では下回っており、一人当たりの利用時間が見込よりも大きくなっています。

地域活動支援センター事業については、第1期計画では平均人数で記載していますが、集計では実利用人数で記載しているため、見込量を上回っています。

注）サービス利用、支給決定に関しては、居住系サービスにおいて、利用を希望する入所施設等で空きがないため待機登録し、利用開始までサービス支給を保留している例が僅かにありますが、日中活動系サービス、訪問系サービスについては、障害程度区分に応じて概ね利用者の希望に沿う内容で支給決定を行っています。

《参考》

第2期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

居宅介護及び行動援護については、利用者数はほぼ計画とおりの数字となり年々増加傾向を示していますが、利用時間数は見込量を下回っており、短時間の派遣依頼が増えていると考えられます。

重度訪問介護については利用実績がありませんでしたが、平成23年度にスタートした同行援護について1人の利用実績がありました。

■日中活動系サービス

第2期において多くの事業所が新体系へ移行しました。日中活動の各種サービスともほぼ計画に沿った数字となっており、特に生活介護については見込量を上回り、平成23年度時点で99人の利用となっています。

就労継続支援B型については、滝川更生園と滝川新生園が平成24年4月1日の新体系移行となったため、見込量を大きく下回り82人の利用となっています。

また、今まで利用がなかった療養介護について1人の利用実績がありました。

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については見込量を下回りましたが、2箇所の入所施設が廃止になり、ケアホームや通所施設に移行する等、着実に障がい者の地域移行が進んでいます。

また、制度改正に伴いグループホーム、ケアホームの居住費助成もスタートし、平成23年度において68人の利用実績がありました。

■地域生活支援事業

平成21年度に地域自立支援ネットワーク会議が設置され、研修会等を開催しましたが、具体的な活動は今後検討されることになります。

訪問入浴サービス事業が新たにスタートし、平成23年度において2人の利用実績がありました。

また、日中一時支援についても、養護学校の生徒の進路実習を中心に利用が見込量を上回りました。

《参考》

第3期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

滝川市内にも指定特定相談支援事業所が4か所設立され、相談活動が市民に浸透していくなか、相談支援事業所を介しサービス利用の相談が増加し、居宅介護の申請をする等、がい者、精神障がい者等を中心とした新規利用者が増加する傾向を示しました。

同行援護は視覚障がい者にサービスが浸透し微増、また行動援護の利用者数は計画の数字を下回る結果となりました。重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については利用実績がありませんでした。

■日中活動系サービス

第3期では全事業所が新体系に移行しました。また、滝川市内にも新たに事業所が立ち上げられ、精神障がい者等を対象とした自立生活訓練のサービスがスタートしたほか、近隣の市に雇用契約型の就労継続支援A型の事業所が立ち上がる等、施設整備に伴う利用者の増加が見られました。

また、生活介護は重症心身障がい者対象のたんぽぽの家が制度改正により福祉サービスに組み込まれる等計画と比較し微増傾向を示しました。

■居住系サービス

平成26年度からケアホームがグループホームに一元化される等制度改正がありました。また、滝川中央病院のほか各事業所でグループホームを新設整備されるなか利用者も増加しております。施設入所者については第3期では78人前後で横ばい状態が続いております。今後、更に地域移行を促進するためにはグループホームの整備が欠かせない状況となっております。

■障がい児通所支援

平成24年度から制度改正により、児童福祉法による障がい児通所支援が新たにスタートしました。滝川市内、こども発達支援センターのほか民間事業所で3か所立ち上げられる等、利用者の増加が見られました。

■地域生活支援事業

相談支援事業の強化を図るため、相談支援業務の総合的連絡調整のほか、障がい者虐待防止や成年後見制度利用支援を図る等、平成24年度から基幹相談支援センターとして滝川ほほえみ会に委託、実施しております。

必須事業である移動支援事業、意思疎通支援事業、地域活動支援センター事業等の継続実施はもとより、理解促進研修啓発事業等新たな必須事業等にも、関係機関、団体等連携し取り組む必要があります。

《参考》

第4期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

居宅介護については、主に精神障がい者等を中心とした利用者の増加が見られましたが65歳到達による介護保険制度への移行も進められ、人数については横ばい状態となりました。また、福祉有償運送の対象者が知的障がい者から3障害に拡充されたため、通院介助等のサービスと併用しながらの利用が見られました。

視覚障がい者対象の同行援護や知的障がい者などの行動援護の利用者数については、例年、4人から6人程度の利用実績となっております。なお、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については利用の実績がありませんでした。

■日中活動系サービス

第4期では、滝川市内で一つの自立生活訓練及び就労移行支援事業所が廃止されましたが、新たに生活介護や自立生活訓練及び雇用契約型の就労継続支援A型の事業所が開設されるなど、事業所の動きも多かったように思われます。これら施設整備に伴う利用者の増加が顕著に見られました。

また、重症心身障がい者対象の滝川通園事業所たんぽぽの家が旧国保病院から新たに新設され拡充が図られました。

■居住系サービス

平成26年度からケアホームがグループホームに一元化されるなど制度の改正がありました。また、滝川中央病院のほか各事業所でグループホームを新設整備されるなか利用者も増加しております。施設入所者については第4期では減少傾向を示し、28年度77人と18年度から比べて20人減少した状況です。今後、更に地域移行を促進するためにはグループホームの整備が欠かせない状況となっております。

■障がい児通所支援

平成24年度から制度改正により、児童福祉法による障がい児通所支援が新たにスタートしました。滝川市内並びに近郊にも事業所が立ち上げられ、利用者の増加が見られました。特に放課後等デイサービスの利用者増加が顕著に見られ、児童一人あたりの利用日数も増えている状況です。

また、滝川通園事業所たんぽぽの家も滝川市を中心とした中・北空知圏域の重症心身障がい児を対象に通所サービスを実施しており、より拡充されることに期待しております。

■地域生活支援事業

相談支援事業の強化を図るため、相談支援業務の総合的連絡調整のほか、障がい者虐待防止や成年後見制度利用支援を図る等、平成24年度から基幹相談支援センターとして滝川ほほえみ会に委託、実施しております。

必須事業である移動支援事業、意思疎通支援事業、地域活動支援センター事業等の継続実施はもとより、市民によりきめ細かいサービス等が浸透するよう、関係機関、団体等連携し取り組む必要があります。

（資料1）

滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿

（敬称略）

No.	関係機関団体名	氏名	備考
1	空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室	八重樫 明	
2	滝川市医師会	男 澤 伸 一	委員長
3	滝川市歯科医会	宮 腰 仙 造	
4	國學院大學北海道短期大学部	草 薙 恵美子	
5	滝川市立病院	齊 藤 ひとみ	
6	滝川市社会福祉協議会	椿 坂 幸 夫	副委員長
7	滝川市社会福祉事業団	坂 上 智 之	
8	滝川市民生委員児童委員連合協議会	岸 部 三和子	
9	滝川市町内会連合会連絡協議会	齊 藤 博 朗	
10	滝川市老人クラブ連合会	泉 田 千 一	
11	滝川身体障害者福祉協会	川 口 きよ子	
12	滝川青年会議所	松 尾 朋 哉	

（資料2）

○滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱

（設置）

第1条 全市民が健康で安心して生活できるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉対策を推進するため、滝川市保健医療福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 保健・医療・福祉サービスの総合的推進に関すること。
- （2） 保健・医療・福祉に係る計画策定及び進行管理に関すること。
- （3） 保健・医療・福祉の実態調査に関すること。
- （4） 健康管理に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉に関すること。

（組織）

第3条 市民会議は別表に掲げる関係機関及び団体から選出された者のうち市長が適当と認める者並びに学識経験者等（以下「委員」と総称する。）により構成する。

（委員の職務期間）

第4条 委員の職務期間は、2年間とする。ただし、補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

2 委員は、同一の者を再び選出することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 市民会議は、必要の都度開催し、委員長が招集する。

2 市民会議の議長は、委員長が行う。

（専門部会）

第7条 総合的な保健医療福祉事業を協議するため、市民会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。

3 専門部会には、必要に応じて臨時委員を選任することができる。

4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

5 部会長は、専門部会を招集し、会議の議長となり、専門部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（事務局）

第8条 滝川市保健医療福祉推進事業の推進に関する事務を処理するため、市民会議に事務局を設置し、保健福祉部に置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

3 事務局長は、保健福祉部福祉課長を、事務局次長は保健福祉部介護福祉課長、子育て応援課長及び健康づくり課長をもって充てる。

第5期 障がい福祉計画（素案）

- 4 事務局員は、保健福祉部福祉課、介護福祉課、子育て応援課及び健康づくり課の職員をもって充て、保健福祉部福祉課の職員がこれを総括する。
- 5 事務局長は、事務局の事務を掌握し、事務局次長及び事務局員を指揮監督する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、これを代理する。
- 7 事務局員は、事務局長及び事務局次長の命を受け、事務进行处理する。

（秘密を守る義務）

第9条 市民会議を構成する関係機関等の役職員若しくは構成員又は会議に出席した関係機関職員等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。役職員若しくは構成員又は関係機関の職員等でなくなった後においても、同様とする。

（施行細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月28日から施行する。

（中略）

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

（資料3）

滝川市障がい者総合支援ネットワーク会議
障がい者計画・障がい福祉計画策定委員名簿

（敬称略）

No.	関係機関団体名	氏 名	備 考
1	滝川身体障害者福祉協会	川 口 きよ子	
2	滝川市心身障害児者を持つ親の会	富 井 令 子	
3	滝川市手をつなぐ育成会	清 水 登紀代	
4	滝川市社会福祉事業団	菊 地 知 之	
5	滝川ほほえみ会	服 部 宗 弘	
6	若草友の会共同作業所	松 平 忠 也	
7	トータルサポートリアル	立 野 克 佳	
8	滝川市社会福祉協議会	橘 弘 恭	
9	滝川市民生委員児童委員連合協議会	藤 本 宗 光	
10	滝川地域こども発達支援推進協議会	村 井 新 知	

（資料4）計画策定の経過

月 日	内 容
29年 6月21日	第1回保健医療福祉推進市民会議
29年 9月 4日	第1回計画策定委員会にて意見交換
29年10月19日	第2回計画策定委員会にて意見聴取
29年11月30日	第3回計画策定委員会にて計画（素案）について意見聴取
30年 1月16日	第2回保健医療福祉推進市民会議
30年 1月29日	第3回保健医療福祉推進市民会議（予定）

